令和2年11月7日 学部長決裁 改正 令和5年11月4日 一部改正

広島大学理学部後援会奨励賞制度要項

(目的)

- 第1 この要項は、広島大学理学部後援会(以下「後援会」という。)が実施する広島大学理学部後援会奨励賞制度(以下「本制度」という。)について、その適正な業務に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 後援会は、優秀な成績で理学の学問を修めている学生を表彰するため、理学部後援 会奨励賞を授与し、さらに理学領域の学修・研究活動を奨励するために副賞を付与す る。

(対象)

- 第3 支給対象となる学生(以下「奨学生」という。)は、後援会入会者で3年生後期(3年次での早期卒業含む。)までの各学科 GPA の上位から選出した計20名とする。 (資金)
- 第4 奨学金は、理学部後援会費より支出する。 (選出方法)
- 第5 20名の選出方法は、3年次生の各学科の後援会入会者数を基に20を按分し、各学 科の配分数を毎年決定する。

(選考)

第6 奨学生の選考は、理学部運営会議において選考する。なお、制度の目的に照らし、 学修への姿勢や日常生活における素行も加味し、ふさわしくないと判断される場合は次 点の者を繰り上げることとする。

(表彰状の授与)

第7 第2に規定する表彰は、理学部長が表彰状を授与することにより行い、副賞として 奨学金を贈呈する。

(支給額)

第8 本制度,広島大学理学部後援会留学補助制度(以下「留学補助制度」という。)及 び広島大学理学部生海外派遣支援制度(以下「海外派遣支援制度」という。)にかかる 年度ごとの予算額のうち,当該年度に支給が決定した留学補助制度及び海外派遣支援制 度に伴う支給額を除いた金額を,20で除した額を一人当たりの支給額とする。

(支給回数)

第9 奨学金の支給は、一人について1回のみとする。

(支給方法)

第10 奨学金は、原則、表彰式の際に贈呈するものとする。ただし、早期卒業等により表 彰式に出席できない者については、別途贈呈するものとする。

(奨学金の辞退)

第11 奨学生は、事情により奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、運営会議の議を経なければならない。辞退が認められた場合、補欠の選出は行わず、該当学生に支給する 予定であった奨学金は、後援会に返納することとする。

(要項の変更)

- 第12 この要項を変更する時は、運営会議及び後援会総会の承認を得なければならない。 (事務)
- 第13 奨学金の支給に関する事務は、理学系支援室で行う。 (要項の解釈等)
- 第14 この要項の解釈又は運用において疑義が生じた場合は、運営会議の議を経て、学部 長が決定するものとする。

附則

- 1. この要項は、令和2年11月7日から施行する。
- 2. 第3については、初年度に限り暫定措置として、後援会未入会者を含む全4年生の うち各学科 GPA の上位20名の者も対象とする。

ただし、後援会未入会者が対象となったことにより、本来対象であった者が対象から外れた場合は、権利のある後援会入会者までを対象に奨学金を給付する。

なお、後援会未入会者が対象となった場合は、後援会への入会を前提として奨学金を給付するものとする。

附 則(令和5年11月4日一部改正)

1. この要項は、令和5年11月4日から施行する。